

令和元年第 8 回  
上小阿仁村議会定例会  
会 議 録

令和元年 1 2 月 1 0 日 (開会)

令和元年 1 2 月 1 2 日 (閉会)

## 日程第5 議案第1号 上程・付託

○議長（伊藤敏夫） 日程第5 議案第1号 令和元年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件から、日程第11 議案第7号 令和元年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計補正予算についての件まで、7件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小林博隆） 資料の方ですけれども、予算議案の方になります。予算議案の1ページをお願いします。

議案第1号 令和元年度上小阿仁村一般会計補正予算についてであります。

令和元年度上小阿仁村一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,657万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億6,496万5,000円とするものでございます。

補正予算の主なものをご説明いたします。歳入でございます。10、11ページをお願いします。

15款財産収入 2項財産売払収入 1目不動産売払収入1,948万3,000円の追加でございます。これは3節素材売払収入の分収造林売払収入で、分収林の分収木の販売収入でございます。

12、13ページをお願いします。歳出でございます。

2款総務費 1項総務管理費 11目地域公共交通費122万8,000円の追加です。これは19節負担金補助及び交付金のバス路線維持費でバス会社の決算確定による増でございます。

14、15ページをお願いします。

17目地域振興基金費1,118万8,000円の追加です。これは25節積立金で今補正の余剰金を地域振興基金に積み立てるものでございます。

16、17ページをお願いします。

3款民生費 1項社会福祉費 5目医療給付費296万7,000円の追加です。これは20節扶助費の福祉医療費で、実績により不足分を追加するものでございます。

22、23ページをお願いします。

9款消防費 1項消防費 2目常備消防費491万8,000円の追加です。これは13節委託料で、30年度分の決算による額の確定によるものでございます。

24、25ページをお願いします。

10款教育費 2項小学校費 2目教育振興費195万9,000円の追加です。これは18節備品購入費で、令和2年度から使用する教科書の教師指導書の購入費でございます。

議案の第1号については、以上でございます。

○議長（伊藤敏夫） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（加藤浩二） 同じく29ページをお開きください。

議案第2号 令和元年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）でございます。

令和元年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,465万9,000円とするものでございます。

36ページ、37ページをお開きください。

歳入の主なものとしては、5款繰入金 1項 1目一般会計繰入金140万円の減額となります。大きいものが5節財政安定化支援事業繰入金として140万8,000円の減額となります。額が決定したことによる減額となります。

5款繰入金 2項基金繰入金 1目財政調整基金繰入金141万円の増額でございます。一般会計繰入金の減額に伴いまして、財源を確保するため、基金からの繰入をするものでございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

1款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費1万円の増額であります。2節給料として、職員の人件費に係る補正となっております。

3款国民健康保険事業費納付金 1項医療給付費分 1目一般被保険者医療給付費分としまして、こちらにつきましては財源を更正するものでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤敏夫） 総務課長。

○総務課長（小林博隆） 43ページをお願いいたします。

議案第3号 令和元年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算についてでございます。

令和元年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,288万2,000円とするものでございます。

50ページ、51ページをお願いいたします。最初に歳入です。

3款繰入金 1項繰入金 1目繰入金37万9,000円の追加です。これは1節

繰入金で、一般会計からの繰入ということでございます。

52、53 ページをお願いします。歳出でございます。

1 款総務費 1 項施設管理費 1 目一般管理費 37 万 9,000 円の追加です。これは 2 節の給料、3 節職員手当等、4 節共済費で、職員の人件費の増加による対応でございます。

以上です。

○議長（伊藤敏夫） 建設課長兼産業課長。

○建設課長兼産業課長（大沢寿） 57 ページをご覧ください。

議案第 4 号 令和元年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計補正予算であります。

令和元年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条でございます。

既定の歳入歳出予算のうち、歳出予算を組み替えるものでございます。

61、62 ページをお願いします。歳出でございます。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 3 万 7,000 円の増額でございます。2 目施設管理費 3 万 7,000 円の減額でございます。これは主に職員の人件費に係わる補正でございます。

66 ページをお願いいたします。

議案第 5 号 令和元年度上小阿仁村下水道事業特別会計補正予算でございます。

令和元年度上小阿仁村下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条 既定の歳入歳出予算のうち、歳出予算を組み替えるものでございます。

70、71 ページをお願いいたします。歳出でございます。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 4 万円の増額でございます。2 目施設管理費 4 万円の減額でございます。内訳としましては、職員の人件費に係るものでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤敏夫） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（加藤浩二） 75 ページをお開きください。

議案第 6 号 令和元年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算

令和元年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,023万1,000円とするものがございます。

82ページ、83ページをお開きください。歳入でございます。

7款繰入金 1項 4目その他一般会計繰入金7万9,000円の追加でございます。

これは歳出にあります、職員人件費分として、一般会計から繰入するものがございます。

次のページをお願いいたします。歳出です。

3款地域支援事業費 1項 1目介護予防事業費、それから同じく2項包括的支援事業・任意事業費 1目包括的支援・任意事業費につきまして、追加の補正となっております。それぞれ職員の人件費分の増額に係る追加補正となっております。

続きまして、89ページをお開きください。

議案第7号 令和元年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計補正予算

令和元年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,860万1,000円とするものがございます。

96ページ、97ページをお開きください。歳入となります。

3款繰入金 1項 1目一般会計繰入金13万5,000円の減額でございます。保険基盤安定繰入金としまして、額の決定によるものがございます。歳出と同額の減額となっております。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金 1項 1目後期高齢者医療広域連合納付金でございます。13万5,000円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金としまして、連合会への納付金の額が決定したことにより、13万5,000円を減額するものがございます。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（伊藤敏夫） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
議案第1号から議案第7号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

#### 日程第12 議案第8号 上程・付託

○議長（伊藤敏夫） 次に日程第12 議案第8号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小林博隆） 資料は、提出議案の方になります。1ページをお願いします。

議案第8号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてであります。

会計年度職員の給与及び費用弁償に関する条例について、別記のとおり提出する。

提案理由でございます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による地方公務員法及び地方自治法の一部を改正により、会計年度任用職員の給与及び雇用弁償に関し必要な事項を定める必要があるため、この条例を提案するものでございます。

2ページをお願いします。主旨については、提案理由と同じでございます。これまで臨時職員と言われる臨時職員がおったのですけれども、その全くなくなるということではなくて、そういう臨時職員の守備範囲というのが、該当の守備範囲が小さくなって、それに代わって会計年度職員ということで新しい制度が、平成2年度から全国で始まるということで、それに合わせての制定でございます。

第2条でございますけれども、会計年度職員には、フルタイムで働くフルタイム会計年度職員とパートで働くパートタイム会計年度職員があるということ、そして、それぞれが受け取る手当等の種類を第2条で述べております。

それから第3条からは、フルタイム会計年度職員に関する給与、それから手当等に関する記載になっております。

第3条から順に給与、手当、費用弁償等の内容が第16条まで書いてございます。それから第17条からはパートタイム会計年度職員に関する報酬及び手当に関する記載となっております。これについては、全くフルタイム職員と同様に給与、それから報酬、通勤手当、時間外手当等の内容が17条以降に書かれているということでございます。

新年度から新しい制度が始まるということで、これに関する条例の制定ということでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（伊藤敏夫） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 8 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

### 日程第 13 議案第 9 号～日程第 16 議案第 12 号 上程・付託

○議長（伊藤敏夫） 次に日程第 13 議案第 9 号 上小阿仁村職員定数条例の一部を改正する条例についての件から 日程第 16 議案第 12 号 上小阿仁村職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例についての件まで、4 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小林博隆） 12 ページをお願いします。

議案第 9 号 上小阿仁村職員定数条例の一部を改正する条例についてでございます。

上小阿仁村職員定数条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

提案理由でございます。

先ほど述べましたとおり、会計年度任用職員の制度が始まります。その任用に伴い所要の規定の整備をするために、この条例案を提出するものでございます。

次の 13 ページ、次のページをお願いします。

改正内容としましては、今までの狭い意味での臨時的任用職員、いわゆる臨時職員について、定数条例の対象とならないことを、改めて規定するものでございます。

14 ページをお願いします。

議案第 10 号 上小阿仁村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

上小阿仁村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

提案理由でございます。

同じく会計年度任用職員の任用に伴い、所要の規定の整備をする必要があるためでございます。

次のページをお願いします。

改正の内容ですけれども、フルタイムの会計年度職員については、職員給与、その他勤務の状況を公表する公表の対象になるということで、それを加えるということでございます。

16 ページをお願いします。

議案第 11 号 上小阿仁村職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

上小阿仁村職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出するものでございます。

提案理由は、会計年度職員の任用に伴い、所要の規定の整備をする必要があるためということでございます。

次の 17 ページをお願いします。

内容でございます。会計年度職員の分限による休職期間についてでございます。その休職期間を任期の範囲内とする、そのような改正であります。

18 ページをお願いします。

議案第 12 号 上小阿仁村職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

上小阿仁村職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部を次のように改正する条例を別記のとおり提出いたします。

提案理由でございます。

会計年度任用職員の任用に伴い、所要の規定の整備をする必要があるためでございます。

19 ページでございます。内容につきましては、当条例の中に、会計年度職員の懲戒による報酬の減給に関する規定を加えるということでございます。

説明は以上です。

○議長（伊藤敏夫） これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 9 号から議案第 12 号までは総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 17 議案第 13 号～日程 20 議案第 16 号 上程・付託

○議長（伊藤敏夫） 日程第 17 議案第 13 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての件から、日程第 20 議案第 16 号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例についての件まで、4 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長

○総務課長（小林博隆） 提出議案の 20 ページをお願いします。

議案第 13 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に

ついてであります。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出するものでございます。

提案理由は、同じく会計年度任用職員の任用に伴い、所要の規定の整備をする必要があるためでございます。

次に 21 ページをお願いします。

内容でございます。当条例の中に非常勤職員の勤務時間、それから休暇等の規定を会計年度職員にも用いるということはこの条例の中に加えるということでございます。

議案第 14 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出いたします。

提案理由 会計年度任用職員の任用に伴い、所要の規定の整備を要する必要があるためでございます。

次の 23 ページをお願いします。

内容につきましては、当条例に会計年度任用職員に対応する規定を追加するというものでございます。

次の 24 ページをお願いします。

議案第 15 号 上小阿仁村公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

上小阿仁村公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を次のように改正する。

提案理由でございます。会計年度任用職員の任用に伴い、所要の規定の整備をする必要があるためでございます。

次の 25 ページをお願いします。改正の内容です。

当条例の字句について、地方公務員法の改正に合わせて、その引用について上記のように改めるということでございます。

26 ページをお願いします。

議案第 16 号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準の一部を改正する条例について別記のとおり提出する。

提案理由 会計年度任用職員の任用に伴い、所要な規定の整備をする必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

27 ページをお願いします。

当条例の中に、会計年度任用職員に関する給与の種類の規定を追加するものでございます。

説明は以上です。

○議長（伊藤敏夫） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

○議長（伊藤敏夫） 議案第 13 号から議案第 16 号までは総務産業常任委員会に付託いたします。

#### 日程第 21 議案第 17 号～日程第 23 議案第 19 号 上程・付託

○議長（伊藤敏夫） 日程第 21 議案第 17 号 議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についての件から、日程第 23 議案第 19 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件まで、3 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小林博隆） 資料は議案の 28 ページでございます。

議案第 17 号 議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

提案理由 議会の議員の期末手当の額を改訂する必要があるため、当条例案を提出するものであります。

29 ページをお願いします。内容でございます。

令和元年 12 月の期末手当の額を 0.25 カ月引き上げ、1.637 カ月分とし、令和 2 年度分については 6 月、12 月分とも 1.6125 カ月とするものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行いたします。但し 2 条については、今度の 4 月 1 日からの施行になります。

30 ページをお願いします。

議案第 18 号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出するものであります。

提案理由 一般職の職員の給与改訂に伴い、特別職の職員で常勤のものの期末手当の額の改正をする必要があるため、この条例案を提出するものであります。

31 ページをお願いします。

内容ですけれども、議員のものと同様であります。令和元年 12 月の期末手当を 0.05 カ月引き上げ、1.6375 カ月分とし、令和 2 年度分については 6 月、12 月とも 1.6125 カ月とするものです。

附則として、この条例は公布の日から施行いたします。但し第 2 条については、2 年 4 月 1 日からの施行となります。

○32 ページをお願いします。

議案第 19 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出するものです。

提案理由 秋田県人事委員会の勧告に準じて、一般職の職員の給与表及び勤勉手当の支給率を改定する必要があること及び会計年度任用職員の任用に伴い所要の規定の整備をするため、この条例案を提案するものであります。

内容につきましては、33 ページから 42 ページになりますけれども、要約しますと、勤勉手当について、令和元年 12 月の勤勉手当の額を 0.1 カ月引き上げて、0.975 カ月分とし、採用任用職員については 0.475 カ月分とするというものでございます。

令和 2 年度分については、6 月、12 月とも 0.925 カ月分とし、採用任用職員については 0.45 カ月分とするものでございます。

複数のページにわたっていますけれども、給料表につきましては、人勸の公務員格差の 0.11%を埋める改正となっております。

なお、期末手当につきましては、会計年度任用職員にも適用されるということでございます。

主な改正点は以上でございました。

説明は以上です。

○議長（伊藤敏夫） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

○議長（伊藤敏夫） 議案第 17 から議案第 19 号までは総務産業常任委員会に付託いたします。

**日程第 24 議案第 20 号 日程第 25 議案第 21 号 上程・付託**

○議長（伊藤敏夫） 日程第 24 議案第 20 号 上小阿仁村印鑑条例の一部を改正する条例についての件及び日程第 25 議案第 21 号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部を変更についての件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。住民福祉課長。

○住民福祉課長（加藤浩二） 同じく議案の 43 ページをお開きください。

議案第 20 号 上小阿仁村印鑑条例の一部を改正する条例について

上小阿仁村印鑑条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

提案理由です。住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令と、成年後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条例改正が必要であるため、この条例案を提出するものでございます。

改正内容は 44 ページ以降に記載するものでございますが、この条例につきましては印鑑登録及び印鑑証明に定めているものです。関係法令等一部改正したものに合わせて、内容を改正するものでございます。

主な改正点としましては、住民基本台帳に記載されている旧氏、旧姓を使用した印鑑の登録が可能になったこととあります。こちらに関する標記の部分が改正されたものであります。また、併せてこれまで関係法令の改正に合わせて内容が整備されていなかった部分も併せて整備をするものであります。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤敏夫） はい、総務課長。

○総務課長（小林博隆） 議案の 47 ページをお願いします。

議案第 21 号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についてでございます。

地方自治法第 286 条第 1 項の規定に基づき、関係地方公共団体で協議のうえ、秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、秋田県市町村総合事務組合規約の一部を別記のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございます。北秋田市周辺衛生施設組合が令和 2 年 3 月 31 日をもって解散することに伴い、秋田県市町村総合事務組合規約を変更する必要があるため、組合規約の変更に関する関係地方公共団体との協議について、議会の議決を求めるものでございます。

次の 28 ページをお願いします。内容でございます。

第 1 表から北秋田市周辺衛生施設組合を削除するものでございます。

それから第 2 表も同じく北秋田市周辺衛生施設組合の名目を削除するという

こととございます。

附則とございます。この規約は、知事の許可を受け、令和2年4月1日から施行する。

以上とございます。

○議長（伊藤敏夫） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

○議長（伊藤敏夫） 議案第20号から議案第21号までは総務産業常任委員会に付託いたします。

#### 日程第26 陳情 上程・付託

○議長（伊藤敏夫） 日程第26 請願・陳情の件を議題といたします。

本定例会において受理した請願・陳情は、お手元に配布の請願・陳情文書表のとおりでありますので、総務産業常任委員会に付託いたします。

#### 散 会

○議長（伊藤敏夫） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦勞様とございました。

14時25分 散会